

ヤミ金の高利

2275件集団告発

不景気で債務者増

被害者団体など

「ヤミ金融」による被害を防ごうと、県内の被害者団体や弁護士が10日、1～5月に被害相談があった金融業者を取り締まるよう、出資法違反などの容疑で計2275件の告発状を県警に提出した。景気悪化などで所得が下がり、ヤミ金に手を出す事例が増えているという。

集団告発は、全国17都県の被害者団体や弁護士などが一斉に実施。県内では「夜明けの会」（桶川市）、「さやま・あすなろ会」（狭山市）、「ヤミ金融被害対策埼玉弁護士」の3団体が加わった。1～5月に3団体が相談を受けた被害者は、計約230人に上った。名指しされた大半が、都道府県などの認可を受けない無登録業者で、携帯

して、3団体が出資法違反などの容疑で告発した。

3団体は今後、県や金融機関、携帯電話会社に対し、業者が使っている口座や携帯電話の停止などを求める予定。相談は、「夜明けの会」（048・774・2862）、

「さやま・あすなろ会」（04・2955・6717）、「ヤミ金融被害対策埼玉弁護士」（048・8336・3466）へ。

